

特設公衆電話の発信確認試験の実施について

1 特設公衆電話の概要

特設公衆電話とは、災害時における避難施設等での早期通信手段の確保及び帰宅困難者の連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社（以下：N T T 東日本）が避難所や帰宅困難者一時滞在施設に事前設置を進めている電話のことで、災害救助法が適用される規模の災害（地震や風水害等）が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の通話を確保することが必要であると N T T 東日本が判断した場合に、利用が可能となるものです。

災害時には事前に設置された特設公衆電話用の電話線モジュージャックを施設管理者が電話機に接続することで、優先的に無料で他の回線と通話できることとなっています。但し、災害時以外は利用できません。

＜川崎駅周辺地域一時滞在施設における特設公衆電話設置一覧＞

1	川崎市教育文化会館	川崎市川崎区富士見2-1-3	10回線
2	川崎アゼリア	川崎市川崎区駅前本町26-2	26回線
3	川崎日航ホテル	川崎市川崎区日進町1	2回線
4	川崎市医師会館	川崎市川崎区宮前町8-3	1回線
5	川崎市産業振興会館	川崎市幸区堀川町66-20	4回線
6	川崎市幸市民館・図書館	川崎市幸区戸手本町1-11-2	4回線
7	ミューザ川崎	川崎市幸区大宮町1310	3回線

2 発信確認試験

特設公衆電話については、N T T 東日本様から、年 1 回程度の発信確認試験を行うよう要請を受けておりますので、一時滞在施設におかれましては、以下の要領で発信確認試験を行っていただきますようお願いいたします。

■発信確認試験実施要領

（１）日時 平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日（水）（川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練と同日）

※当日は災害用伝言ダイヤルが特別に開設され、使用可能となります

（２）手順

- ①電話線を特設公衆電話のモジュージャックに接続する
- ②接続した電話線を電話機に接続する
- ③災害用伝言ダイヤル（１ ７ １）に架電し音声登録（別紙チラシ参照）
- ④一旦切電し、１ ７ １に架電して登録した音声を確認する（別紙チラシ参照）

（３）注意事項

- ①特設公衆電話の回線に接続する電話機は実際に防災時に使用するものとしてください。
- ②試験を実施する際は必ず災害用伝言ダイヤル（１ ７ １）へ発信してください。
（他の電話番号に発信すると N T T 東日本様に通信料が発生する場合があります）